

議案第 15 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の制定に
ついて

滋賀県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 11 月 22 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 設置及び組織（第2条―第9条）
- 第3章 審査会の調査審議の手續（第10条―第15条）
- 第4章 雑則（第16条・第17条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他の施行について必要な事項について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 法第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、滋賀県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）の附属機関として、審査会を置く。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができかつ、学識経験を有する者その他広域連合長が適当と認める者のうちから広域連合長が委嘱する。

2 委員は、その者の選任に係る審査請求の裁決があったときは、解任されるものとする。

3 広域連合長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、広域連合長が選任する。

3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第4条第4項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 審査会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その意見及び説明を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務企画課において処理する。

第3章 審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は法第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第11条 審査会は、審査関係人等の申立てがあつたときは、当該審査関係人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第12条 審査関係人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第13条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第10条の規定による調査をさせ、又は第11条第1項本文の規定による審査関係人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第14条 審査関係人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は意見書又は資料の写しの書面交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

4 第2項の規定は、法第38条第1項の規定に基づく書面の交付に準用する。

(答申書の送付等)

第15条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付する。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第17条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。